健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

2024年度　保健福祉システム部会業務報告会

介護・障害福祉・国保・後期・子育て・保健衛生関連の制度改正について

2025年3月24日

福祉システム委員会
委員長　金本　昭彦

ⓒ JAHIS 2025

目　　次

1. 福祉システム委員会　活動報告
2. 介護保険制度改正への取組み
3. 障害者総合支援法改正への取組み
4. 国民健康保険制度改正への取組み
5. 後期高齢者医療制度への取組み
6. 子ども子育て支援施策への取組み
7. 保健衛生分野への取組み
8. 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針について

ⓒ JAHIS 2025

1. 福祉システム委員会　活動報告

福祉システム委員会
（金本委員長）
（副委員長：
今井・川崎・坂崎）

①厚生労働省各部局、総務省、こども家庭庁、デジタル庁等へのロビー活動
②厚生労働省・国保中央会と以下の検討委員会を共同で設置
- 「介護保険事務処理システム検討会」へ委員10名派遣
- 「障害者総合支援事務処理システム検討会」へ委員8名派遣
- 「障害者総合支援審査事務研究会」へ委員派遣
- 「国保保険者標準事務処理システム検討会」へオブザーバ3名派遣
- 「広域連合標準システム研究会」へオブザーバ3名派遣

③当委員会を代表して以下の専門委員会に参画
- デジタル庁の自治体システム標準化に関する「基幹業務システムの統一・標準化推進のための事業者協議会」へオブザーバ派遣
- 厚生労働省の「障害福祉現場における手続負担の軽減に関する検討会」へ委員派遣
- 子ども家庭庁の「電子版母子健康手帳ガイドライン検討会」へ委員派遣
- 福祉医療機構の「WAMNET事業推進専門委員会」へ委員派遣　等

介護保険事務処理WG
（田中リーダ）

①介護保険制度改正に対する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動

ⓒ JAHIS 2025

1. 福祉システム委員会　活動報告

障害者総合支援WG （茶珍リーダ）	①障害者総合支援法等の改正に関する市町村の運用、システムへの影響範囲を精査し、厚生労働省、国保中央会へ提言活動
国民健康保険WG （大村リーダ）	①システム検討会における検討や提言活動 「国保保険者標準事務処理システム検討会」におけるオブザーバー参画 JAHISのHP（ダウンロードサイト）を活用した、メンバーへの情報共有
後期高齢者WG （岩田リーダ）	①全世代対応型の社会保障制度の構築に関する各種法改正への対応 ②後期高齢者医療広域連合事務処理標準システム機器更改に関する対応
子ども子育て支援WG （河野リーダ）	①こども家庭庁へのシステム的な見地からの提言活動 ②児童手当、児童扶養手当の改正や番号対応に関する情報収集活動
保健衛生WG （岩倉リーダ）	①コロナワクチン関連の疑義照会および自治体システムに関する技術支援 ②予防接種のデジタル化に関する情報収集活動 ③母子保健のデジタル化に関する情報収集活動

ⓒ JAHIS 2025

2. 介護保険制度改正への取組み

介護保険制度の見直しを受けた活動を実施

1．2024年度の活動内容

- 介護DX（介護情報基盤）への対応、介護制度改正に関して、厚生労働省や国民健康保険中央会とシステム検討会を通じて、市町村事務運用及びシステムへの影響について専門的な立場から提言活動を実施。また関連する事務連絡の情報収集を実施し、事務連絡や各種通知等をWGメンバへの情報展開を行った。

2．2025年度の活動予定

- 引き続き、介護DX（介護情報基盤）への対応、介護保険制度改正への対応、データ標準レイアウト改版など、最新情報や制度動向を収集し、WGメンバへ情報共有を行う。
- 厚生労働省、国民健康保険中央会と介護保険事務処理システム検討会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的に行う。

ⓒ JAHIS 2025

2. 介護保険制度改正への取組み

介護保険事務処理システム検討会

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

・事務処理コンサルタント担当
・市町村システム担当
・都道府県システム担当
・事業所システム担当
・サービスコード担当
　各2名ずつ　合計10名選出

法改正の概要説明・全体統括

・見直し改正の論点の説明
・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
　（事務連絡で発出）
・全体統括マネジメント作業

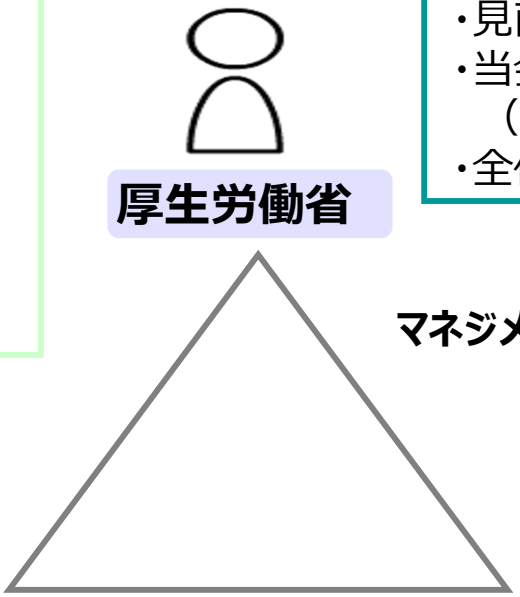

国保連合会システム担当

・全国の国保連合会支援
・支払等システム
・報酬マスタ関連　等

ⓒ JAHIS 2025

2. 介護保険制度改正への取組み

2025年度以降に検討されている主な案件は以下の通りとなります。

No.	主な案件
1	介護保険料等における基準額の調整
2	介護報酬改定 多床室の室料負担の見直し（2025年8月施行）
3	介護情報基盤（施行日未定）

ⓒ JAHIS 2025

1. 介護保険料等における基準額の調整

老齢基礎年金(満額)の支給額変更を受けて、基準額変更となります
①令和7年4月施行;介護保険料算定の年金収入等の基準額
②令和7年8月施行;高額介護(予防サービス費)、補足給付における年金収入等の基準額

介護保険料等における基準額の調整について

○ 介護保険料の算定において、老齢基礎年金（満額）の支給額相当として、**年金収入等80万円**を基準として設定している。
（第１、第２、第４、第５段階）　※ 基準設定時（平成17年度）の老齢基礎年金（満額）の支給額：794,500円/年

○ 今般、令和6年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が809,000円となり、80万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、**年金収入等809,000円を基準にすることとする。**（令和７年４月施行予定）

※ 高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等80万円の基準についても、同様に措置（令和７年８月施行予定）

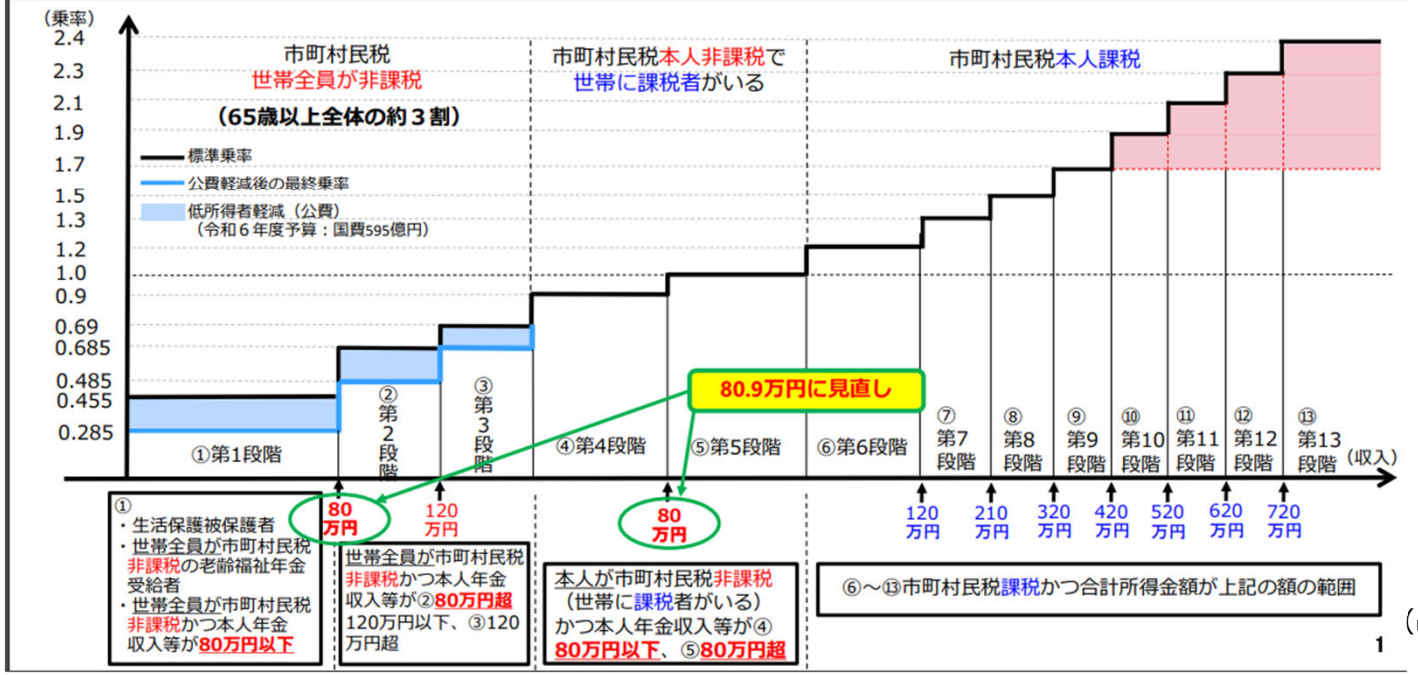

(出典) 2024年12月23日 「介護保険部会」資料

ⓒ JAHIS 2025

2.　介護報酬改定（多床室の室料負担の見直し）

「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院の多床室（8㎡/人以上に限る。）について、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入することが示されています。（**令和7年（2025年）8月施行**）

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み　（令和７年８月～）

○ 食費・居住費について、利用者負担第１～第３段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
○ **標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額**を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者	※ 平成28年８月以降は、非課税年金も含む。 預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者	要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税 年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税 年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税 年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

			基準費用額（日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合 第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円）【300円】	390円（1.2万円）【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円）【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円）【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院（室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等（室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

157

令和7年(2025年)8月より、多床室の「老健・医療院等」について、室料を徴収する場合と徴収しない場合で、基準費用額が変更となることが示されております。

（参考）2024年1月22日「介護給付費分科会」資料

ⓒ JAHIS 2025

3.　介護情報基盤（1／2）

介護分野における情報基盤整備に関しては、令和5年法律第31号で改正概要・施行期日が定められています（施行日は公布後4年以内の政令で定める日）。
「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日）にて、取りまとめられたとおり、先行自治体にて実証事業が行われ、全国実施に向けて標準仕様書に反映されている状況。
※施行期日は、介護情報基盤の整備に向けたアンケート調査(令和7年2月4日事務連絡)が行われていて、スケジュールを検討しているという状況

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第31号）【令和５年５月19日公布】
介護情報基盤の整備

改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
  - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
  - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
  - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
  - ※　さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後４年以内の政令で定める日

<事業のイメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

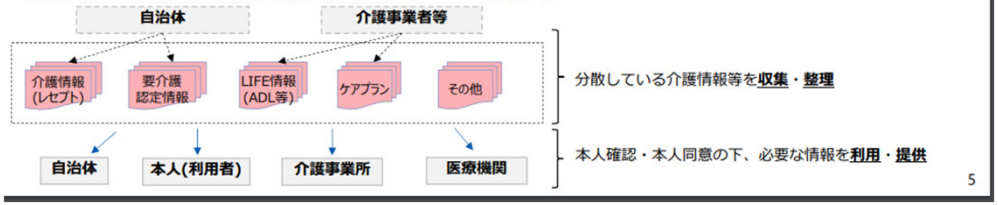

5

医療ＤＸの推進に関する工程表（令和５年６月２日 医療ＤＸ推進本部決定）

Ⅲ　具体的な施策及び到達点
（２）全国医療情報プラットフォームの構築
　オンライン資格確認等システムを拡充し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。

（中略）

　介護事業所が保有する介護現場で発生する情報についても、介護事業所・医療機関等で情報を共有できる基盤を構築する。また、全国医療情報プラットフォームに情報を提供するそれぞれの主体（医療保険者、医療機関・薬局、自治体、介護事業者等）について、そこで共有される保健・医療・介護に関する情報を、自身の事業のため、さらにどのような活用をすることが可能かについても検討する。

（中略）

②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

・・・介護情報については、2023年度中に共有すべき情報の検討や、業務の要件定義、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行い、2024年度からシステム開発を行った上で希望する自治体において先行実施し、2026年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく。

（出典）2024年7月8日「介護保険部会」資料

ⓒ JAHIS 2025

3.　介護情報基盤（2／2）

要介護者(本人)、市町村(保険者)、介護事業所、医療機関といった関係者が要介護者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、これまで紙を使ったアナログでやりとりしていた情報を電子データで共有できるようになり、業務の効率化(職員の負担軽減、情報共有の迅速化)を実現。

今後、介護情報基盤に蓄積された情報を利活用することにより、事業所間及び多職種間での連携の強化、要介護者の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上に繋がることも期待されています。

(出典) 2024年7月8日「介護保険部会」資料

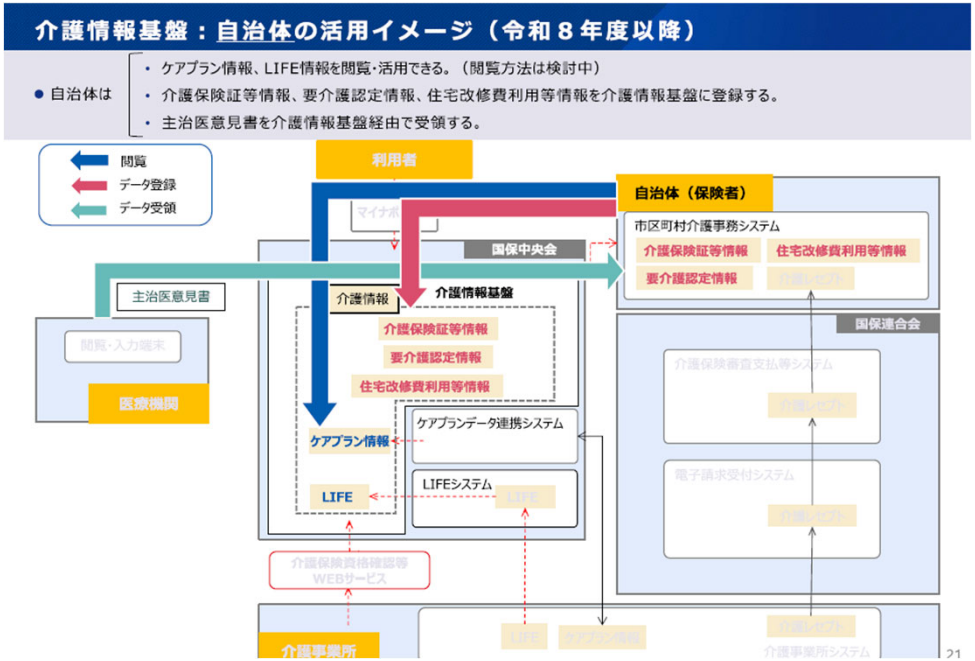

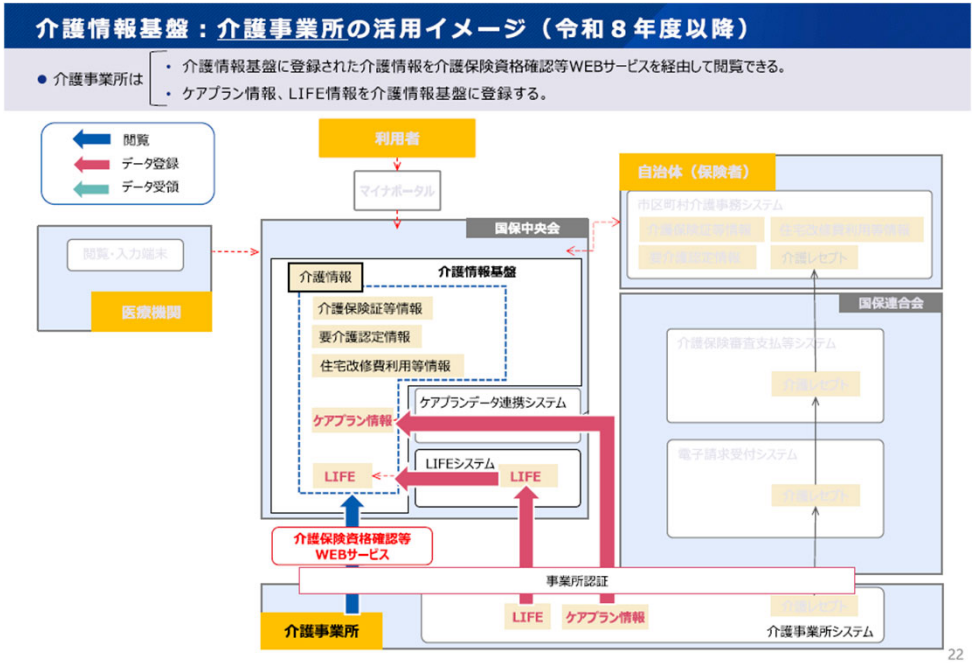

ⓒ JAHIS 2025

3. 障害者総合支援法改正に対する取組み

障害者総合支援法の改正に関する活動を実施

1．2024年度の活動内容

- 2024年度4月の障害福祉サービス等報酬改定について、改正内容発出後のサービスコード変更内容の確認等の事案に対して、厚生労働省・国民健康保険中央会とシステム検討会を通して、市町村事務運用及びシステムへの影響について専門的な立場から提言活動を実施。
- 障害者総合支援法に関連する事務連絡の情報収集を実施し、事務連絡や通知等のWGメンバへの情報展開を行った。

2．　2025年度の活動予定

- 4月、10月施行分の制度改正、および6月に実施される昨年度報酬改定内容へのサービスコード変更対応を含めた障害者福祉制度への対応、データ標準レイアウト改版など、最新情報や制度動向を収集し、WGメンバへ情報共有を行う。
- 厚生労働省、国民健康保険中央会とシステム検討会等で連携を図りながら、システムベンダの立場から専門的な提言を積極的に行う。

ⓒ JAHIS 2025

3. 障害者総合支援法改正に対する取組み

障害者総合支援事務処理システム検討会
（略称：障害者システム検討会）

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

・事務処理コンサルタント担当
・市町村システム担当
・都道府県システム担当
・事業所システム担当
　　合計8名選出

法改正の概要説明・全体統括

・総合支援法の見直し改正の論点の説明
・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
　（事務連絡で発出）
・全体統括マネジメント作業

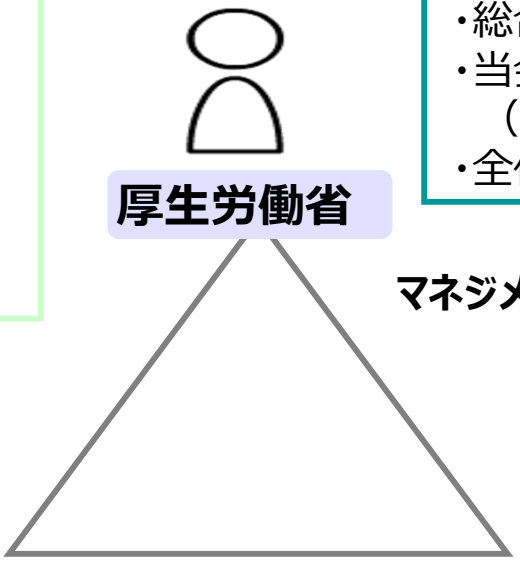

国保連合会システム担当

・全国の国保連合会支援
・審査支払等システム
・報酬マスタ関連
・請求簡易入力　　等

ⓒ JAHIS 2025

3. 障害者総合支援法改正に対する取組み

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定　検討・対応スケジュール

令和6年障害福祉サービス等報酬改定については、2023年5月より検討チームで検討が開始、2024年2月上旬に改正案がとりまとめられ、3月に通知された。その後、改正案の段階から各システムベンダーでシステム改修を進め、6月までに対応を完了。

また、今年度は12月にサービスコードの変更として通知された内容について、検討および影響調査を実施。2025年6月の変更内容の適用に向け、各システムベンダーで対応を実施中。

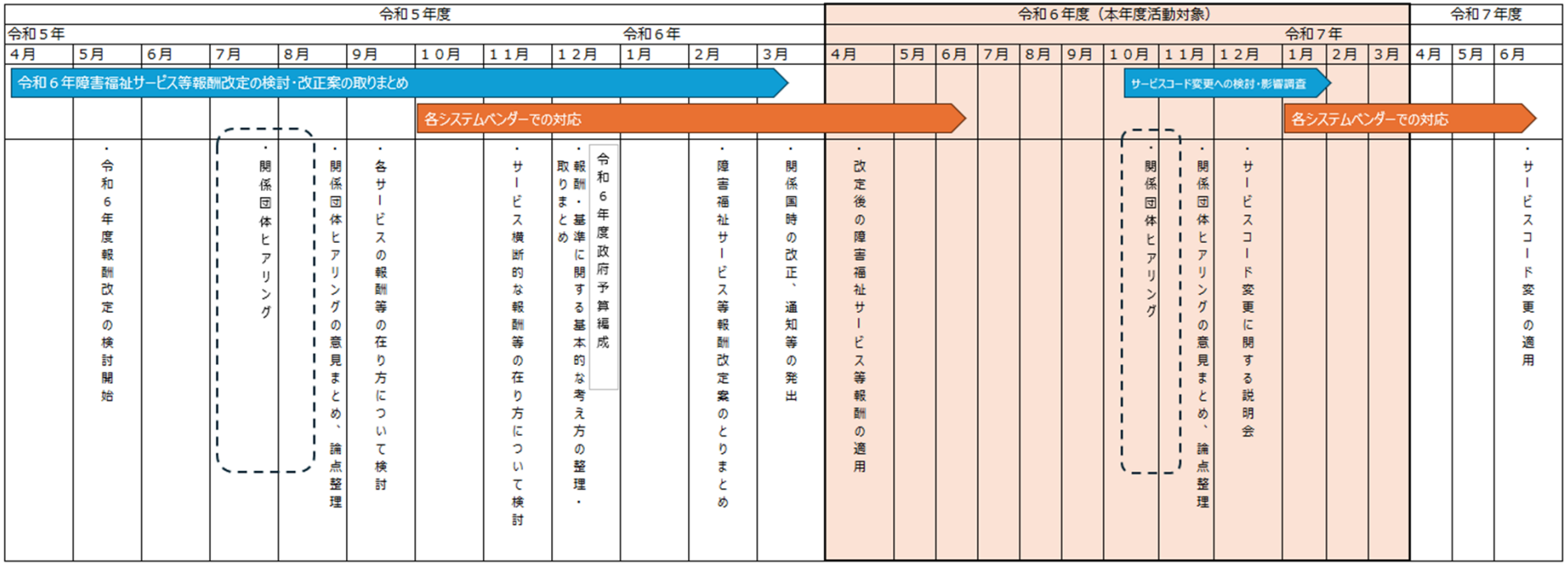

※ 令和5年度分の内容については「令和5年5月22日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第28回）」資料より引用

ⓒ JAHIS 2025

3. 障害者総合支援法改正に対する取組み

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る法律案の概要

令和6年度4月１日施行に向け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案が提出された。（以下は改正内容項目、各改正案の内容は3ページ後を参照）

No	横断的な改正内容
1	福祉・介護職員等処遇改善加算について
2	地域生活支援拠点等の機能の充実
3	拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価
4	強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
5	障害者の意思決定支援の推進するための方策
6	障害者虐待の防止・権利擁護
7	障害福祉現場の業務効率化
8	業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化
9	障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上
10	情報公表未報告の事業所への対応
11	地域区分の見直し
12	補足給付の基準費用額の見直し

※「令和6年2月6日 障害者福祉サービス等報酬改定検討チーム（第45回）」資料より引用

ⓒ JAHIS 2025

3. 障害者総合支援法改正に対する取組み

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る法律案の概要

前ページより、各サービスにおける改正内容。

No	各サービスにおける改正内容
13	障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応
14	重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実
15	生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し
16	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等
17	障害者支援施設における地域移行を推進するための取組
18	グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実
19	共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し
20	自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実
21	地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等
22	就労移行支援事業の安定的な事業実施
23	就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価
24	就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

※「令和6年2月6日 障害者福祉サービス等報酬改定検討チーム（第45回）」資料より引用

ⓒ JAHIS 2025

3. 障害者総合支援法改正に対する取組み

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る法律案の概要

前ページより、各サービスにおける改正内容。

No	各サービスにおける改正内容
25	就労定着支援の充実
26	新たに創設される就労選択支援の円滑な実施
27	相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策
28	児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実
29	質の高い発達支援の提供の推進
30	支援ニーズの高い児への支援の充実
31	家族支援の充実
32	インクルージョンの推進
33	障害児入所施設における支援の充実

※「令和6年2月6日 障害者福祉サービス等報酬改定検討チーム（第45回）」資料より引用

障害者総合支援事務処理システム検討会で検討された上記の改正内容に従い、
各システムベンダーで本年度6月までにシステム対応を完了済み。

ⓒ JAHIS 2025

3. 障害者総合支援法改正に対する取組み

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1　障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
  <職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し　等>
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
  <地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
  <基礎研修受講者を20%以上配置し、区分６かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合　360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月　等>
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
  <障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月　等>
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
  <虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算　等>
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
  <栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和９年３月31日まで延長>
- 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
  <基準費用額　54,000円　⇒　55,500円>
- 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
  <管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化　等>

2　訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
  <特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加>
- 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分４及び５の利用者も対象に追加
  <入院中の重度訪問介護利用の対象　区分６⇒　区分４以上>
- 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
  <居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加　等>

3　日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
  <生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
  <人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日　等>
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
  <緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位　⇒　270単位　等>
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
  <医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日　等>

4　施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
  <意向確認に関する指針未作成の場合の減算　5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等>
- 施設における10人規模の利用定員の設定
  <基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
  <地域移行支援体制加算【新設】>
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
  <自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月　等>
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
  <グループホームの基本報酬の見直し>
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
  <運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和７年度から義務化>

※「令和6年2月6日 障害者福祉サービス等報酬改定検討チーム（第45回）」資料より引用

ⓒ JAHIS 2025

3. 障害者総合支援法改正に対する取組み

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

５　訓練系サービス（自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練））

- 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価
  <個別計画訓練支援加算（Ⅰ）【新設】47単位/日　等>
- ピアサポートの専門性の評価
  <ピアサポート実施加算【新設】100単位/月>

６　就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型・就労定着支援・就労選択支援）

- 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
  <利用定員規模　20人以上⇒　10人以上>
- 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
  <就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し>
- 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
  <就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6：1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日　等>
- 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
  <就労定着支援の基本報酬の見直し>
- 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
  <就労選択支援サービス費【新設】　1210単位/日>

７　相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
  <計画相談支援の基本報酬の見直し>
- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
  <主任相談支援専門員配置加算　100単位/月
  ⇒　主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）　300単位/月・100単位/月>
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
  <医療・保育・教育機関等連携加算　100単位/月　⇒　150～300単位/月　等>

８　障害児支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- 児童発達支援センター等における中核機能を評価
  <中核機能強化加算【新設】　22単位～155単位/日
  中核機能強化事業所加算【新設】　75単位～187単位/日>
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
  <総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定　等>
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
  <児発・放デイの基本報酬の見直し　>
- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
  <入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算　155単位/日　⇒　200又は250単位/日　等>
- 家族支援の評価を充実
  <事業所内相談支援加算　80単位/月１回　⇒　家族支援加算　80単位/月４回（ｵﾝﾗｲﾝ 60単位）、延長支援加算の見直し　等>
- インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実　等）
  <訪問支援員特別加算　679単位/日　⇒　700又は850単位/日>
- 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
  <小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ加算　240単位/日　⇒　186～320単位/日
  ｻﾃﾗｲﾄ型　+308単位/日　⇒　+378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定　等>

※「令和6年2月6日 障害者福祉サービス等報酬改定検討チーム（第45回）」資料より引用

ⓒ JAHIS 2025

3. 障害者総合支援法改正に対する取組み

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定へのサービスコード変更対応

サービス種類・サービス種類コード：

サービス種類	サービス種類コード	サービス項目コード
居宅介護	11	
重度訪問介護	12	
行動援護	13	
重度包括	14	
同行援護	15	
療養介護	21	
生活介護	22	
短期入所	24	
施設入所支援	32	
共同生活援助（グループホーム）	33	
宿泊型自立訓練	34	
自立生活援助	35	
自立訓練（機能訓練）	41	
自立訓練（生活訓練）	42	
就労移行支援	43	サービス種類毎に付番
就労移行支援（養成）	44	
就労継続支援A型	45	
就労継続支援B型	46	
就労定着支援	47	
計画相談支援	52	
地域相談支援（地域移行支援）	53	
地域相談支援（地域定着支援）	54	
障害児相談支援	55	
児童発達支援	61	
医療型児童発達支援	62	
放課後等デイ	63	
保育所等訪問支援	64	
居宅訪問型児童発達支援	65	
福祉型障害児入所施設	71	
医療型障害児入所施設	72	

サービス内容略称：

介護給付費等単位数サービスコードの算定項目に対応した略称名称であり、最大30文字としている。
算定項目を複数合成しているものについては、原則「・」の区切りをつけている。

留意事項：

- 青色 の網掛けは、令和6年4月の報酬改定により、サービスコードが追加及び変更になったもの
- 黄色 の網掛けは、令和6年4月の報酬改定により、項目等が変更になったもの
- 灰色 の網掛けは、令和6年4月の報酬改定により、サービスコードが廃止になったもの
- 桃色 の網掛けは、令和6年4月の報酬改定において、報酬告示の単位数より過不足が生じる事象への対応として、サービスコードの追加及び項目説明が変更になったもの
  令和7年6月から追加サービスコードでの報酬請求開始

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で発出されたサービスコード等の内容について、厚生労働省より、さらにサービスコードの変更案の提示あり。
提示された内容について、各システムベンダーで影響調査・検討を開始し、対応完了時期等の取りまとめを実施。
2024年12月に厚生労働省より、サービスコードの変更案、および変更後の事務運用等の提示をうけ、JAHISにて国保中央会と連携し説明会を実施。

2025年6月の変更内容の適用に向け、各システムベンダーで対応を実施中。

※ 厚生労働省　障害者自立支援給付支払等システム関係資料
介護給付費等単位数サービスコード　令和６年４月、６月施行分（11月29日修正、１月31日確定分)より一部を抜粋して引用

ⓒ JAHIS 2025

4. 国民健康保険　制度改正への取組み

システム検討会における検討や提言活動

1．活動概要

2018年4月に国民健康保険の都道府県化が施行されたが、施行前から開催されていた「国保保険者標準事務処理システム検討会」（非公開）が施行後も継続して開催されており、WGリーダーとサブリーダーの計3名がオブザーバーとして引き続き招聘された。システムベンダーとして情報集約システムへの機能強化に関する提言や、市町村事務処理標準システムの機能強化・保険証とマイナンバーカード一体化の対応に関して専門的立場での提言活動を行った。

また、厚生労働省（国民健康保険中央会）が市町村向けサポートサイトに公開している情報や、保険証とマイナンバーカード一体化に関する厚労省から事業者への情報提供および事業者から厚労省への問い合わせについて、WGメンバーにML（メーリングリスト）を通じて広報し、情報入手を公開と同時に実施できるように対応している。

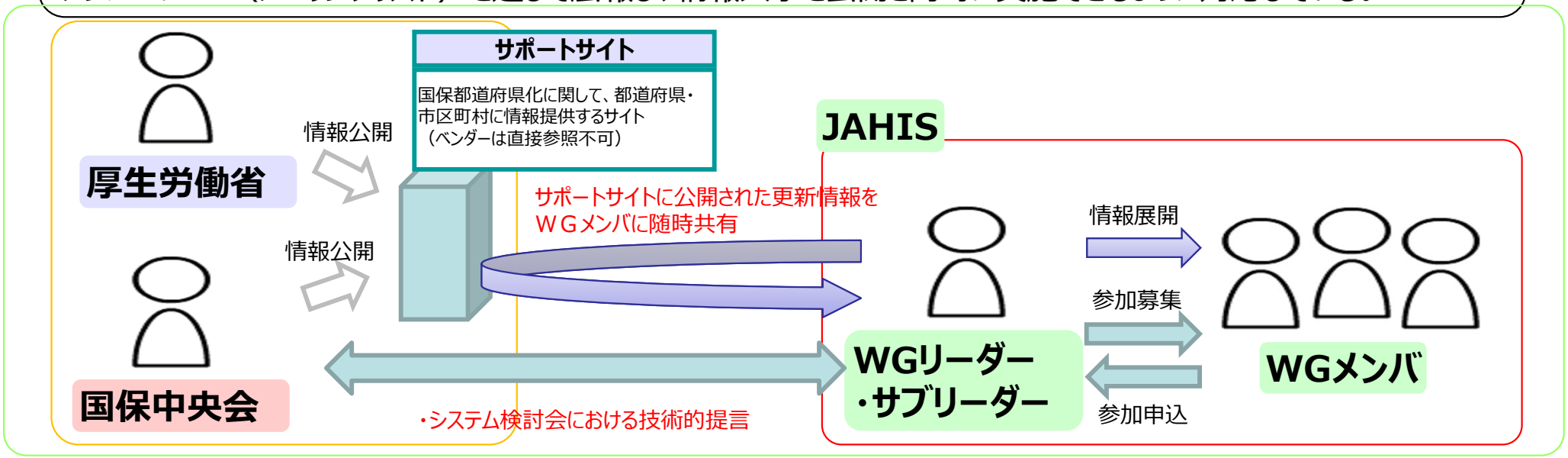

ⓒ JAHIS 2025

4. 国民健康保険　制度改正への取組み

2．今後の取組み

保険証とマイナンバーカード一体化の対応（マイナ保険証）、異次元の少子化対策に伴う支援金対応についてタイムリーな対応を進めていく必要がある。厚生労働省・国民健康保険中央会と連携を図りながら、IT面での提言を行っていく。

さらに、市町村事務処理標準システムにおいて、標準仕様の取り込みを実施しているところであり、その設計仕様についてもオブザーバーとして専門的見地から提言を進めていく。

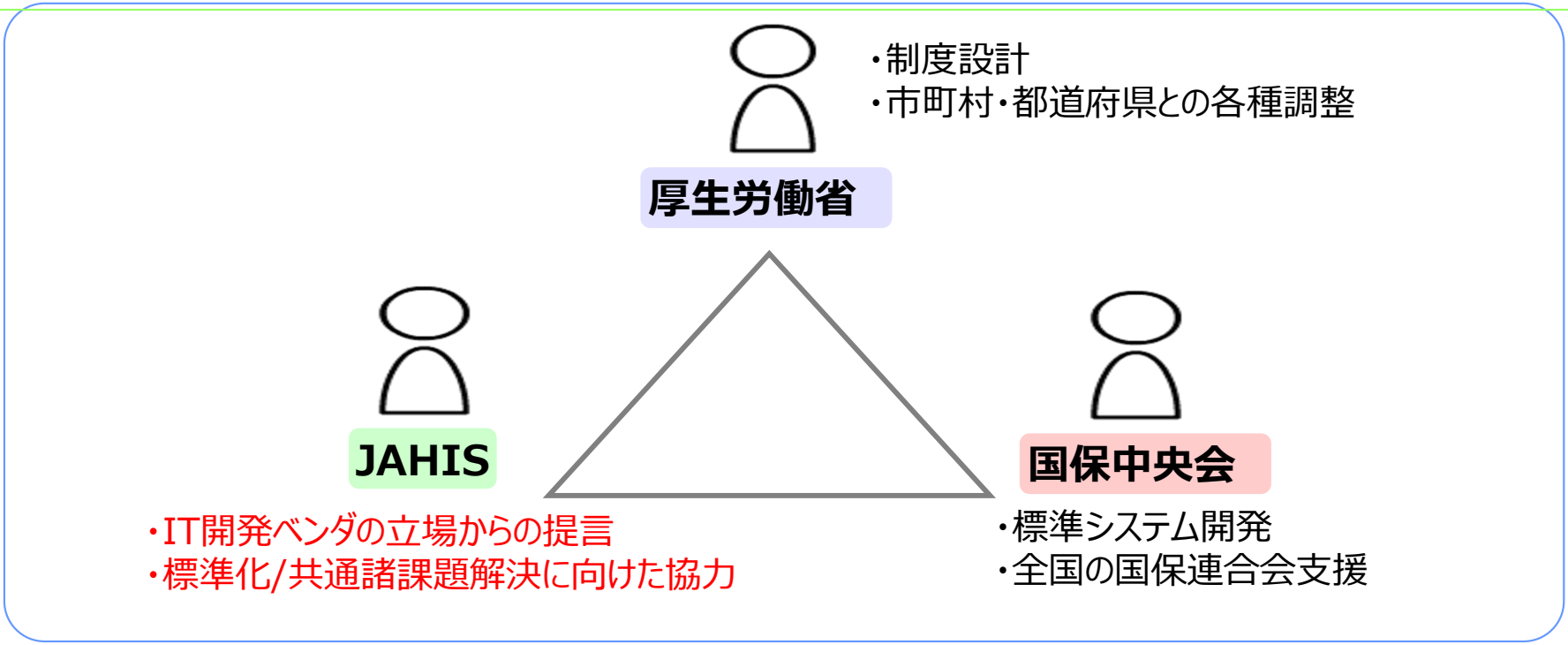

ⓒ JAHIS 2025

5. 後期高齢者医療制度への取組み

法改正等に関する活動

1. 活動概要

① 全世代対応型の社会保障制度構築（マイナ保険証）等に関する各種法改正への対応
→市町村-広域連合間のインタフェースへの影響、帳票レイアウト、収納チャネルに関する影響などに関する助言等を実施した。（継続中）

② 後期高齢者医療広域連合事務処理標準システムの機器更改に関する対応
→アプリケーションのCI/CD等を含めた機器更改に関するマニュアル等への提言、助言等を実施した。

③ 自治体システム標準化に関する後期高齢者医療広域連合事務処理標準システムへの影響
→自治体システム標準化により、日本語文字コードのほか、宛名番号、世帯番号のチェックデジットが標準化前後で異なることによる影響などについて、提言助言を行った。（継続中）

以上のような事項に関して、リーダー・サブリーダーを中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会、総務省に対して、システム仕様等の整理や助言等を行った。また、これらの情報や厚生労働省が発出した事務連絡の共有、システム仕様の調整に関する予備調査をメール等でWGメンバに対して共有を行った。

ⓒ JAHIS 2025

マイナンバーカードと保険証の一体化に関するシステム対応について

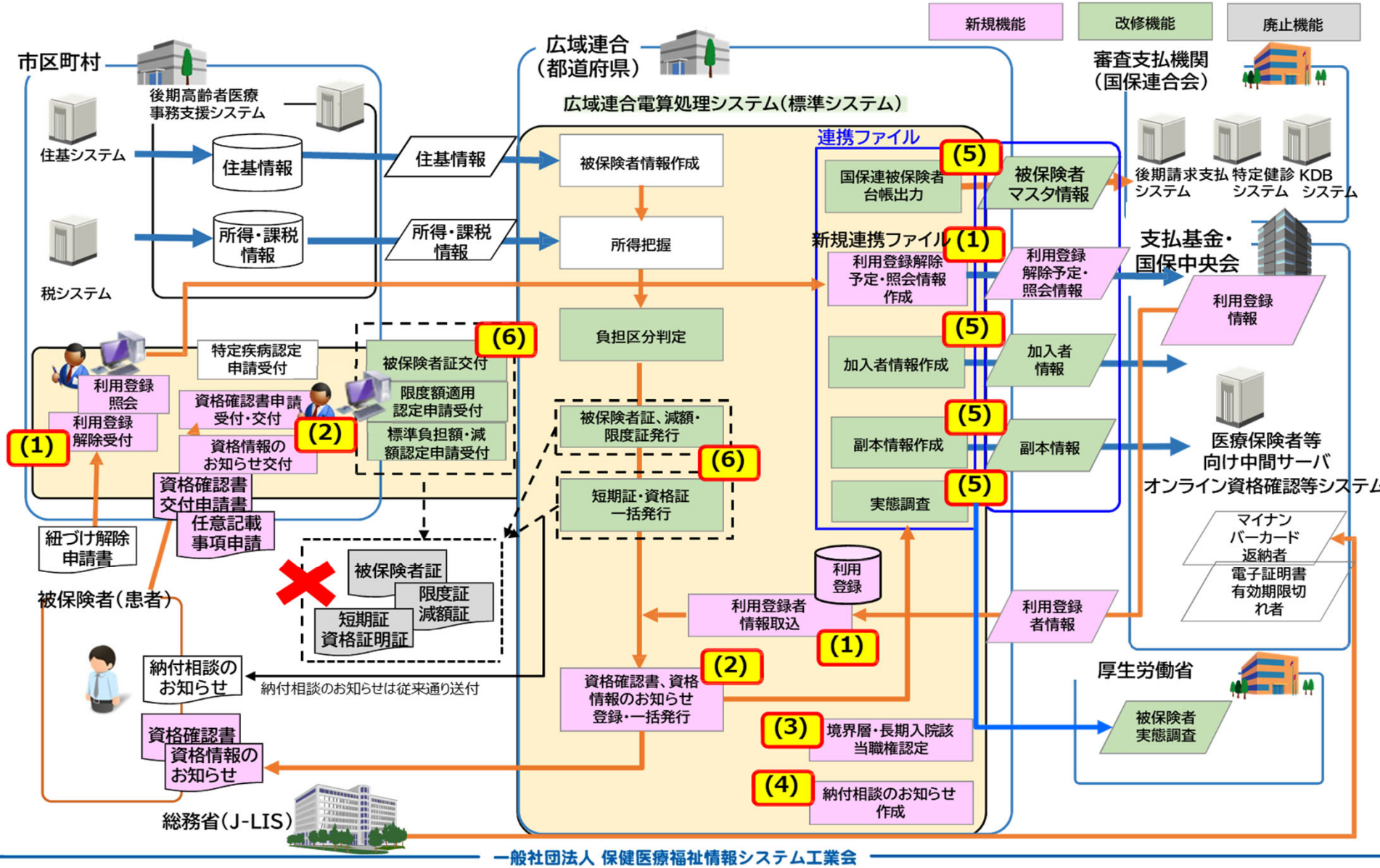

ⓒ JAHIS 2025

マイナンバーカードと保険証の一体化に関するシステム対応について

(項番は前頁の図に対応)

1. 中間サーバからの保険証利用登録情報の連携対応
   - 資格確認書の交付対象者は、「マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方」が前提となるため、当該状況にある方の情報を中間サーバから取り込む機能や利用登録情報を解除する機能、利用登録情報を照会する機能を実現する。
2. 資格確認書(任意記載事項含)、資格情報のお知らせの交付対応
   ① 資格確認書の交付について
   - 本人の申請により交付する機能及び当面実施することとなる「マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない被保険者への職権交付」を行う機能を実現する。

   ② 任意記載事項対応について
   - 本人の希望に基づき、適用区分、特定疾病等の情報を資格確認書に併記する機能を実現する。なお、後期高齢者医療制度においては限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証についても被保険者証と同様に廃止となる。
   - ただし、既に限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されている被保険者は資格確認書に切り替わる際に改めての申請を不要とし、認定状況に応じて、職権で併記を行った資格確認書の発行を行うことを可能とする機能を実現する。
   - なお、特定疾病療養受療証については、認定を受けた特定疾病に係る診療を受ける場合にのみ提示することも想定される。そのため、現行の特定疾病療養受療証の交付を継続しつつ、本人の希望に基づき、資格確認書に特定疾病区分を併記する機能を実現する。

   ③ 資格情報のお知らせの交付について
   - マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を把握可能とする「資格情報のお知らせ」を交付する機能を実現する。
3. 境界層・長期入院該当者の職権認定対応
   - 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の廃止に伴い、限度額適用・標準負担額減額認定における年次更新対象者は、生活保護境界層の対象者及び長期入院該当の対象者のみとなる。
   - これを踏まえ、年次で実施する更新のお知らせや職権認定に際して従前の低Ⅰ、低Ⅱ対象者を前提とした処理について、前年度境界層該当者及び長期入院該当の可能性がある対象者に 限定するための機能を実現する。
4. 保険料滞納者に対し、納付相談のお知らせ
   - 保険料滞納者に対しては、今まで通り納付相談のお知らせを出力する機能を実現する。
5. 連携機能の資格確認書交付対応
   - 外部IFファイルの「被保険者マスタ情報、加入者情報、副本、被保険者実態調査」へ資格確認書情報を反映する対応を行う。
6. 現行証(被保険者証や短期被保険者証、資格証明書、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証)の廃止対応
   - 制度施行(令和6年12月2日)以降は現行証を交付してはならないため、証の交付を抑止する対応を行う。

ⓒ JAHIS 2025

令和8年度からの「こども・子育て支援金」の徴収について

支援納付金の徴収

- **各年度における支援納付金の総額は、充当事業の所要額の変動に対応するため、毎年末の予算編成過程において、その見込み額を基に、こども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取しつつ、その年度までに生じた実質的な社会保険負担軽減の効果の範囲内で決定。**
- **支援納付金総額に対する医療保険者間での費用負担の分担については、以下のとおり。**
  - **＊　後期高齢者医療制度とその他の医療保険制度：後期高齢者と現役世代の医療保険料負担に応じて按分(現行の出産育児支援金における按分と同様)**
  - **＊　被用者保険と国民健康保険制度：加入者数に応じて按分(現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様)**
  - **＊　被用者保険間：総報酬に応じて按分(現行の介護納付金、後期高齢者支援金における按分と同様)**

※　支援納付金の医療保険者からの徴収に係る事務については、介護納付金の事務を参考としつつ、国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施する。

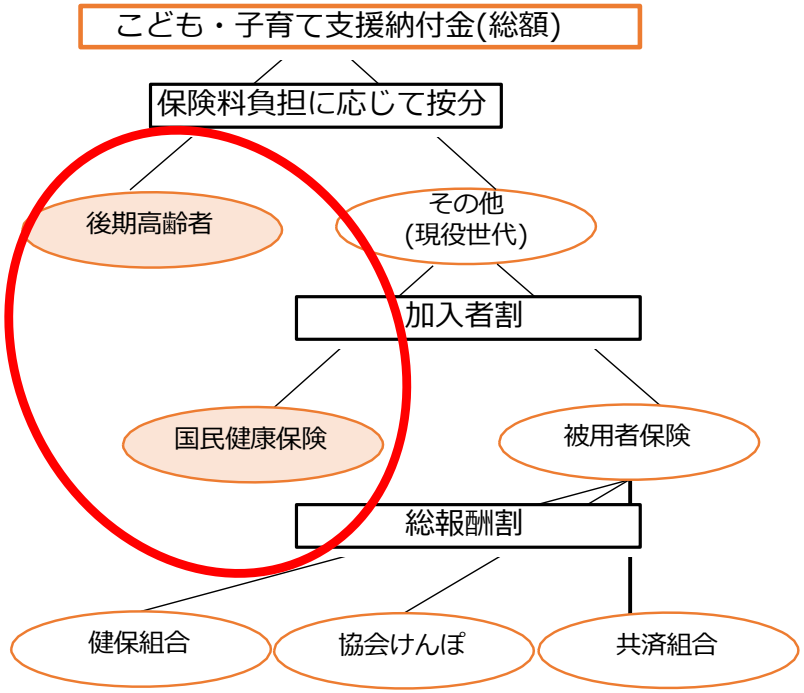

① 後期高齢者と現役世代の被保険者

後期高齢者と現役世代の被保険者については、稼得能力に差があるため、支払能力に応じて分かち合うという考え方から、医療保険料負担に応じて按分

※　後期高齢者医療が現役世代への給付を支援する出産育児支援金制度における按分と同様

② 国民健康保険と被用者保険

国民健康保険と被用者保険については、所得捕捉に違いがあることも踏まえ、一人当たりで公平に分かち合うという考え方から、加入者数で按分

※　介護納付金等における按分と同様

③ 被用者保険者間

被用者保険間については、それぞれの所得の多寡を考慮し、支払能力に応じて分かち合うという考え方から、総報酬で按分

※　介護納付金等における按分と同様

ⓒ JAHIS 2025

令和8年度からの「高額療養費の所得区分の細分化」について

- 高額療養費について、高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした保険料が増加してきた。そこで、**セーフティネットとしての高額療養費の役割を維持**しつつ、**健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る**観点から、以下の方向で見直す。
- 具体的には、下表のとおり、負担能力に応じたきめ細かい制度設計を行う観点から、①各所得区分ごとの自己負担限度額を引き上げる（低所得者に配慮）とともに、②住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化を実施する。
- 併せて、年齢ではなく能力に応じた全世代の支え合いの観点から、低所得高齢者への影響を極力抑制しつつ、70歳以上固有の制度である外来特例の見直しを行うことにより、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る。

【自己負担上限額の見直し】

①各所得区分ごとの自己負担限度額の引上げ（2025年８月～）

考え方		■　前回見直しを行った約10年前からの平均給与の伸び率が約9.5~約12%であることを踏まえ、平均的な所得層の引き上げ幅を10%に設定。
具体的な引き上げ幅（自己負担上限額）	年収約1,160万円～	＋15%
	年収約770～1,160万円	＋12.5%
	年収約370～770万円	＋10%
	～年収約370万円	＋5%
	住民税非課税	＋2.7%
	住民税非課税（所得が一定以下）	＋2.7%

②各所得区分の細分化（2026年8月～、2027年8月～）

○各所得区分（住民税非課税を除く）を３区分に細分化し、それぞれの所得に応じて、自己負担上限額を引上げ
（激変緩和措置として２段階で引上げ）

（参考）　過去の見直しにおいても、協会けんぽ加入者の標準的な報酬月額の25%となるように自己負担上限額を設定している。

【外来特例の見直し（2026年８月～）**】**　　※［　］内は年間上限額

所得区分	現行	見直し後
一般（２割負担）	18,000円［年14.4万円］	28,000円［年22.4万円］
一般（１割負担）		20,000円［年16.0万円］
住民税非課税	8,000円	13,000円
住民税非課税（所得が一定以下）	8,000円	8,000円（据え置き）

＜財政影響試算（粗い推計）＞

保険料	▲3,700億円
加入者１人当たり保険料軽減額（年額）	▲1,100円～▲5,000円
実効給付率	▲0.62%
（参考）	
公費	▲1,600億円
国	▲1,100億円
地方	▲500億円

※　上記は満年度ベースの数字

ⓒ JAHIS 2025

令和8年9月以後「eL-QRを活用した公金収納」への順次対応について

○　eL−QRを活用した公金収納のデジタル化に対応するための**財務会計システム等の改修にかかる経費について、令和7年度より新たに創設するデジタル活用推進事業債（仮称）の対象とする**

■ eLTAXを通じた電子納付（イメージ）

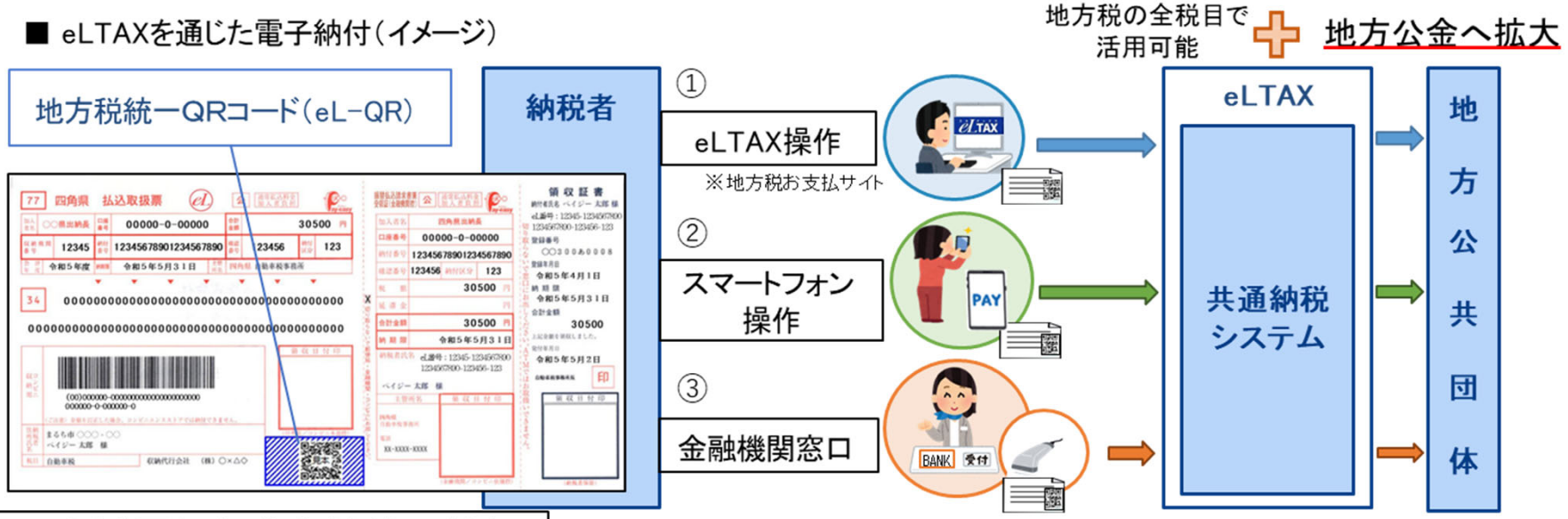

eL-QRを活用した公金納付の対象

ア　いずれの団体も相当量の取扱件数がある公金
（**国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料**）

イ　その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金（**道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等**など）

ウ　普通会計に属する全ての公金（歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む。）並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金および下水道使用料

ⓒ JAHIS 2025

令和10年度からの「医療制度における金融所得資産の負担への反映」について

Ⅱ 今後の取組 ２． 医療・ 介護制度等の改革

＜②「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組＞

(能力に応じた全世代の支え合い)

◆ 医療・介護保険における金融所得の勘案

- 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度における負担への金融所得の反映の在り方について、税制における確定申告の有無による保険料負担の不公平な取扱いを是正するため、どのように金融所得の情報を把握するかなどの課題も踏まえつつ、検討を行う。

◆ 医療・介護保険における金融資産等の取扱い

- 預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、資産運用立国に向けた取組や国民の安定的な金融資産形成の促進などにも配慮しながら、医療・介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う。介護保険の補足給付の仕組み があるところ、医療保険では、保険給付と補足給付の仕組みの差異や、加入者数が多く保険者等の事務負担をどう考えるかといった指摘があることも踏まえ、検討を行う。

◆ 医療・介護の３割負担(「 現役並み所得 」)の適切な判断基準設定等

- 年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から、医療における「現役並み所得」の判断基準の見直し等について、検討を行う。「現役並み所得」の 判断基準や基準額の見直しに当たっては、現役世代の負担が増加することや、2022年10月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(一定以上所得のある者への２割負担の導入)の施行の状況等に留意する。

ⓒ JAHIS 2025

2030年にむけた「新医療保険制度」について

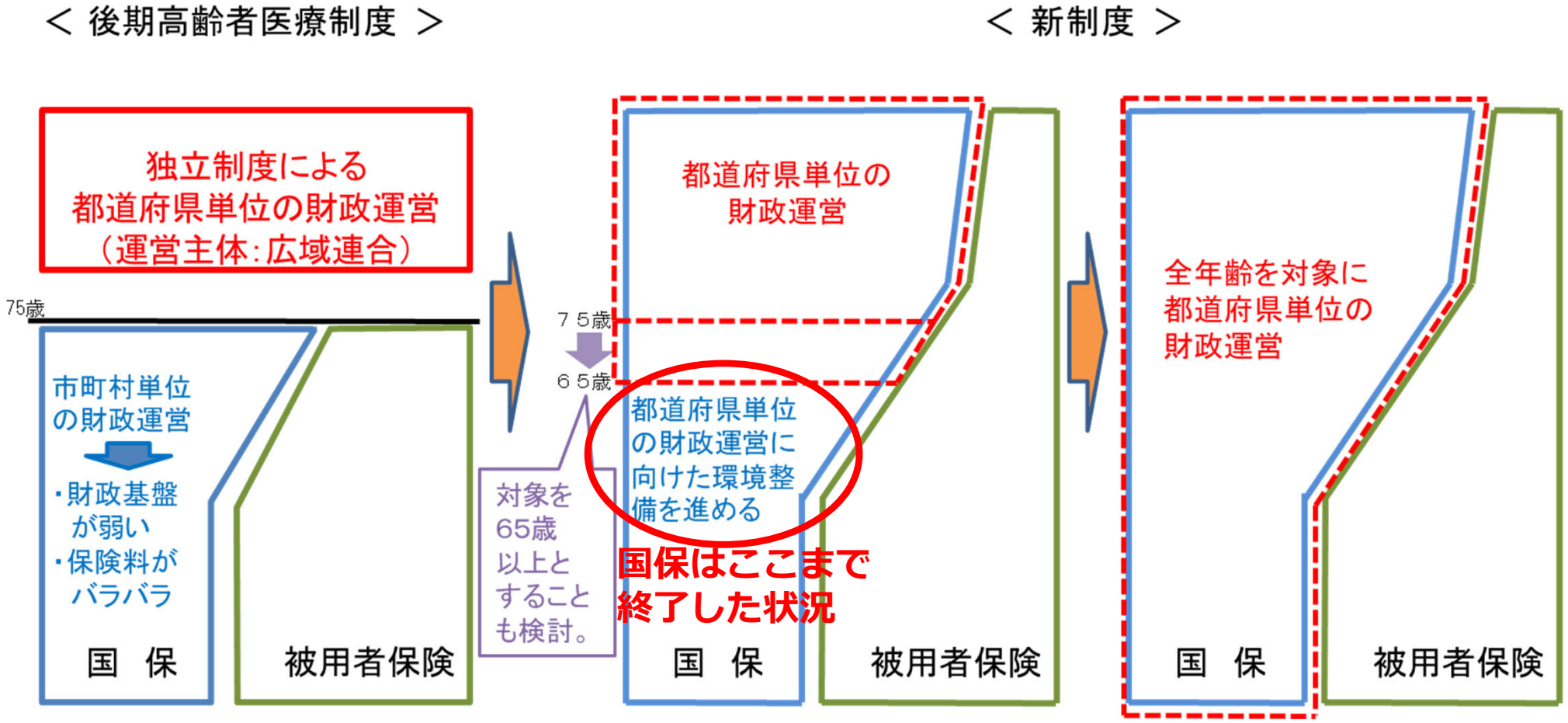

現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方については、毎年の「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」で取り上げられている状況。

ⓒ JAHIS 2025

5. 後期高齢者医療制度への取組み

2. 今後の取組み

① 全世代対応型の社会保障制度の構築に関する各種法改正への対応
→「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」による「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正(子ども・子育て支援金の徴収、資産の保有状況に応じた負担を求めること)について、広域連合標準システムと市町村支援システムに関する影響・システム変更についての提言、助言など

② 後期高齢者医療広域連合事務処理標準システムの機器更改に関する対応
→引き続き、アプリケーションのCI/CD等を含めた機器更改に関するマニュアル等への提言、助言など

③ 自治体システム標準化に関する後期高齢者医療広域連合事務処理標準システムへの影響
→引き続き、自治体システム標準化における機能標準化基準、共通標準化基準が広域連合事務処理標準システムへ与える影響等についての提言、助言など

以上のような事項に関して、リーダー・サブリーダーを中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会、総務省に対して、システム仕様等の整理や助言等を行う。また、これらの情報や厚生労働省が発出した事務連絡の共有、システム仕様の調整に関する情報等をメール等でWGメンバに対して共有を行う。

その他に関する活動

1. 活動概要

デジタル庁がすすめる窓口DX SaaS、公共サービスメッシュといったような、後期高齢者医療広域連合事務処理標準システムが関係する施策についても、市町村を含む後期高齢者医療全体に関するシステムの全体最適の観点から、助言等をリーダー・サブリーダーの幹部を中心に、厚生労働省・国民健康保険中央会、総務省に対して継続的に実施し、それらに関する情報等をメール等でWGメンバに対して共有を行う。

ⓒ JAHIS 2025

6. 子ども子育て支援施策への取組み

こども家庭庁、厚生労働省などへの提言活動・情報収集

1．活動概要

子ども子育ては制度施行後は、リーダー・サブリーダーの2名にて、内閣府・厚労省へ提言、情報収集活動を行ってきた。2024年度は異次元の少子化対策として打ち出された、こども家庭庁へ児童手当、児童扶養手当、子ども子育ての制度改正に係る残課題の情報収集、提言を行った他、自治体システムの標準化に関して、仕様案へのベンダー意見照会を所管府省から依頼をうけるケースがあり、WGメンバーへの情報共有を行うことで、事業の円滑な推進に寄与した。

2．今後の取組み

2025年度は、自治体システムの標準化に関して、児童手当・児童扶養手当、子ども子育て支援の各ベンダーで標準仕様に準拠したパッケージの開発・適用が本格化していくと思われる。連携要件や適合基準など、それぞれ関係府省と連携しながら制度改正と標準化のフィージビリティを確保し、その効果を最大化すべくJAHISとして情報収集と共有を行う。

また、保育DXの旗印のもと、保育業務ワンスオンリーに向けた施設管理PFや保活ワンストップに向けた情報連携基盤の整理などが計画されていることから、自治体業務側との連携、標準化との整合性などを提言していく

ⓒ JAHIS 2025

■ 保育DXの概要・イメージ

保育分野におけるフロー・データセットなどに関する協議会資料

課題

- **保育施設等のICT導入は限定的**で、手書き・アナログの業務も多い。
- **給付・監査**の事務で、**多くの書類作成**を求められている。
- **自治体によって、書類の様式も異なる。**
- 自治体においても、**多くの書類の管理や煩雑な審査**が必要。

- **情報収集、見学予約、窓口申請等の手続がバラバラ**で煩雑。
- **入所決定に多くの時間を要す**るため、入所に向けた準備の支障に。
- 施設では、**見学予約に電話で対応。**
- 自治体の、**保育認定、点数計算、施設割振等の事務が煩雑。**

対策

保育業務のワンスオンリー実現に向けた基盤整備

施設の給付・監査事務を効率化

- ◆ 保育施設等の**ICT導入や業務支援アプリの活用を推進。**
- ◆ **給付・監査の事務の標準化**を進めて、**保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うための施設管理プラットフォーム**（※）**を整備。**
  （※）国がガバメントクラウド上で稼働する共通システムを整備し、各自治体はそれを利用することを想定。
- ◆ 保育施設等は、**業務支援システムから、施設管理プラットフォームに必要な情報を提出**、自治体は、**施設管理プラットフォームを参照して、各種事務を効率的に処理。**
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保育業務のワンスオンリーを試行。

保活ワンストップシステムの全国展開

保護者の保活手続を効率化

- ◆ **入所申請や届出情報の標準化**を進めて、**保護者・施設・自治体の間で保活に関する情報を受け渡しするための連携基盤を整備。**
- ◆ 保護者は、情報収集、見学予約、窓口申請等の一連の保活手続を、**スマホからのワンストップ・オンラインで完結。**
- ◆ 自治体は、**オンライン申請された情報を業務システムに取り込む**ことで業務効率化。
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保活ワンストップを試行。

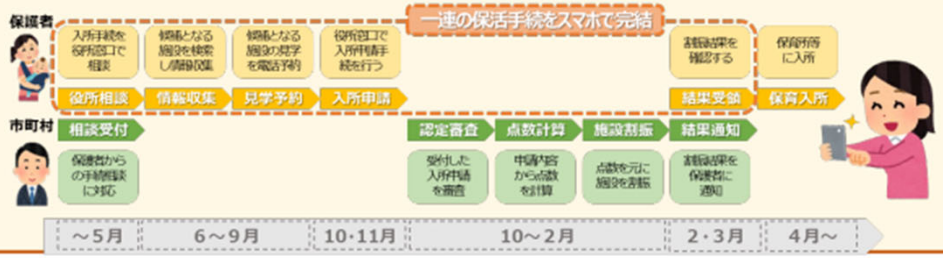

効果

- 事務の効率化により、**保育士等がこどもと向き合う時間を確保。**
- 施設の**人材確保や働き続けやすい職場づくり**を支援。
- 自治体の負担軽減により、**保育の質の向上に関わる業務に注力。**

施設管理PF

施設管理PF

- 保活での**保護者の不安やストレスを軽減。**
- 施設では、**見学予約をオンライン受付。**
- 自治体の業務効率化により、**入所決定までの期間を短縮。**
- マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、**入所施設への利用満足度を向上。**

ⓒ JAHIS 2025

7. 保健衛生分野への取組

予防接種における改正対応

１．予防接種事務デジタル化

- 健康管理標準仕様書３．１版（令和７年１月）において、適合基準日を令和１０年４月１日と明示
- 各自治体においては、健康管理システム標準化の取組状況も踏まえて、移行時期を検討

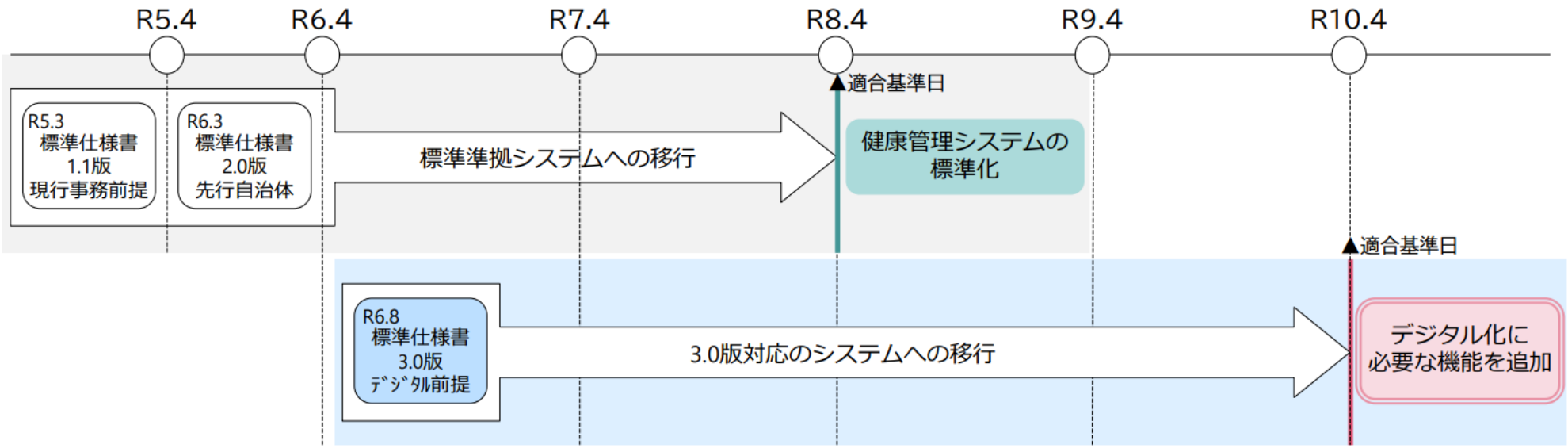

ⓒ JAHIS 2025
出典：2024年12月19日令和6年度第3回予防接種自治体向け説明会資料
https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001359165.pdf

7. 保健衛生分野への取組

母子保健のデジタル化

1．母子保健DXの推進

- 妊婦・乳幼児健診等は紙による運用が基本となっているため、負担・手間が生じており、健診結果等の共有もタイムラグが生じている。
- 迅速に共有・活用するためPMHを整備し、健康診査等の情報の収集等の事務を審査支払機関へ委託することを可能とする内容を含む制度改正を行った。
- 電子版母子健康手帳を原則とする。

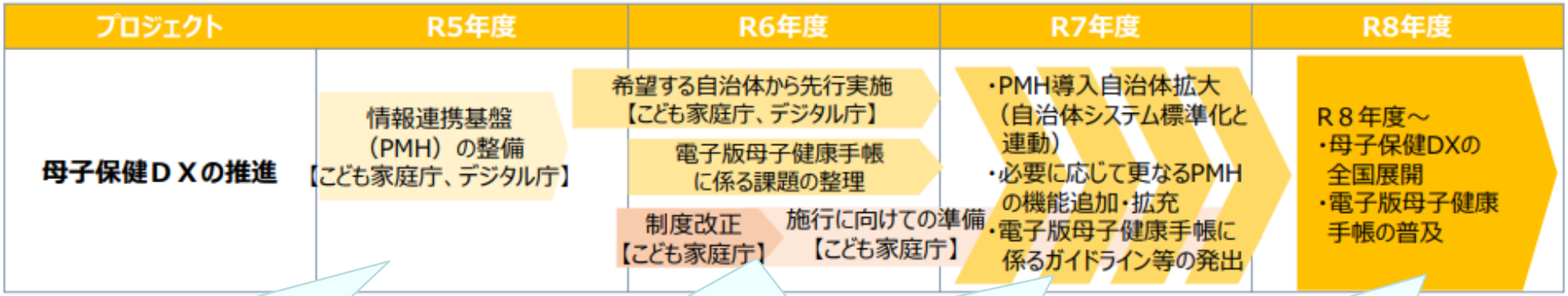

Step1
住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するためPMHを整備
⇒ 希望する自治体で先行実施

Step 2
1. PMHを活用した情報連携を実現するための制度改正
2. 住民がより便利にPMHとつながるよう、電子版母子健康手帳を原則とし、課題と対応を整理

Step 3
1. PMHの導入自治体の拡大
2. 電子版母子健康手帳に係るガイドライン等を発出

Step 4
PMHと電子版母子健康手帳を通じた母子保健DXの全国展開（PMHの全国展開、電子版母子健康手帳の普及）

ⓒ JAHIS 2025
出典：2024年11月20日第4回こども家庭審議会成育医療等分科会（母子保健DXについて）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0238af12-b583-4c09-9a67-0f2f7cb19c1c/6e8f22e8/20241120_councils_shingikai_seiiku_iryou_0238af12_06.pdf

7. 保健衛生分野への取組

電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討会

1．本検討会における主な論点

- 電子版母子健康手帳で取り扱うべき情報について
- 情報に応じた保存先について
- 母・児の情報を記録・閲覧するための取扱方針
- 電子化により実現できる新たな機能のうち、電子版母子健康手帳で対応すべき機能
- データポータビリティや情報のセキュリティのあり方について
- 紙の母子健康手帳からの移行にかかる対応について

第１回	これまでの母子健康情報のDXに係る取組等
第２回	現状の母子健康手帳アプリ等の課題等について
第３回	１．今後の議論の進め方 ２．具体的な論点の検討 **論点①** **電子版母子健康手帳で取り扱うべき情報について** **論点②** **情報に応じた保存先について** **論点③** **母・児の情報を記録・閲覧するための取扱方針**
第４回	１．第３回検討会の主なご意見 ２．具体的な論点の検討 **論点④** **電子化により実現できる新たな機能のうち、電子版母子健康手帳で対応すべき機能** **論点⑤** **データポータビリティや情報セキュリティのあり方について** **論点⑥** **紙の母子健康手帳からの移行にかかる対応について**
第５回～	検討会意見（電子版母子健康手帳ガイドラインに関する提言）のとりまとめ　等

開催回数	会議日程
第１回	2024年7月4日
第２回	2024年8月7日
第３回	2024年10月2日
第４回	2024年11月20日
第５回	2025年1月15日

ⓒ JAHIS 2025
出典：2025年1月15日　電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討会資料
参考資料1　第4回検討会までの議論概要

7. 保健衛生分野への取組

電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討会

2．電子版母子健康手帳で取り扱うべき情報について

- 紙版と同様の情報を記録できるよう、省令様式に含まれる項目は、電子版においても記録できる必要があるのではないか。
- 紙版と同様に市町村の判断による取扱いとするため、任意様式に含まれる項目を参考としたうえで、市町村により任意で記録項目を設定できることが必要ではないか。

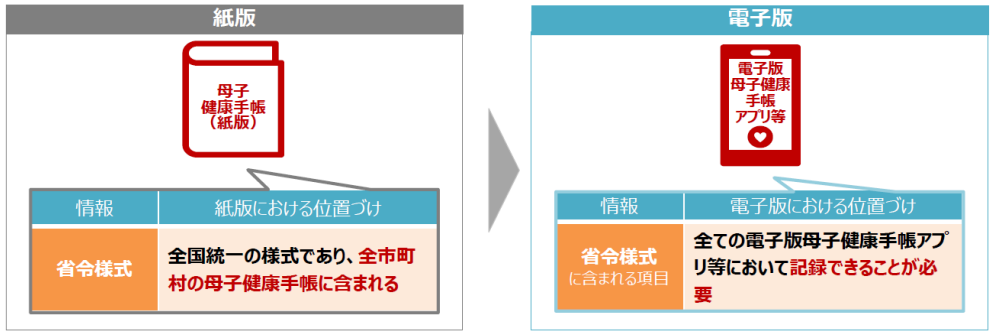

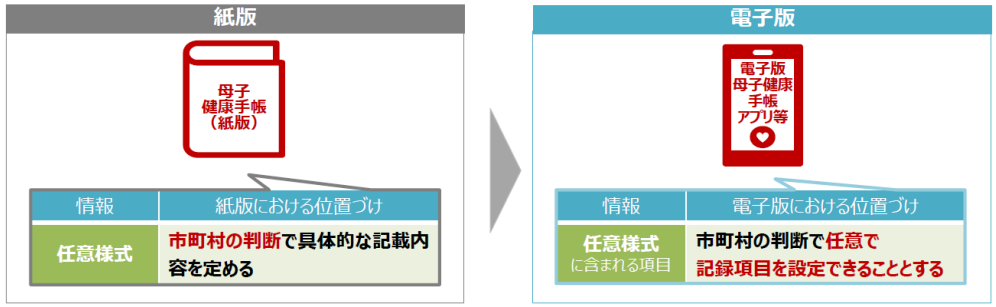

		論点
電子版母子健康手帳で取り扱うべき情報	・省令様式の記録項目	・紙版と同様の情報を記録できるよう、省令様式に含まれる項目は、電子版においても、記録できる必要があるのではないか。
	・任意様式の記録項目	・紙版と同様に市町村の判断による取扱いとするため、任意様式に含まれる項目を参考としたうえで、市町村により任意で記録項目を設定できる必要があるのではないか。

ⓒ JAHIS 2025
出典：2024年10月2日　第3回　電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討会資料
資料2　個別の論点等について

7. 保健衛生分野への取組

電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討会

3．情報連携の仕組みの整理

- 母子健康手帳アプリ等は、各アプリ等における創意工夫において独自に取扱う情報と、PMHを介して連携が行われる全国の医療機関・市町村等において共有すべき情報を連携させる等により、母子保健サービスの質向上や、保護者の利便性向上に資する一層の付加的機能の提供が可能となることが考えられる。

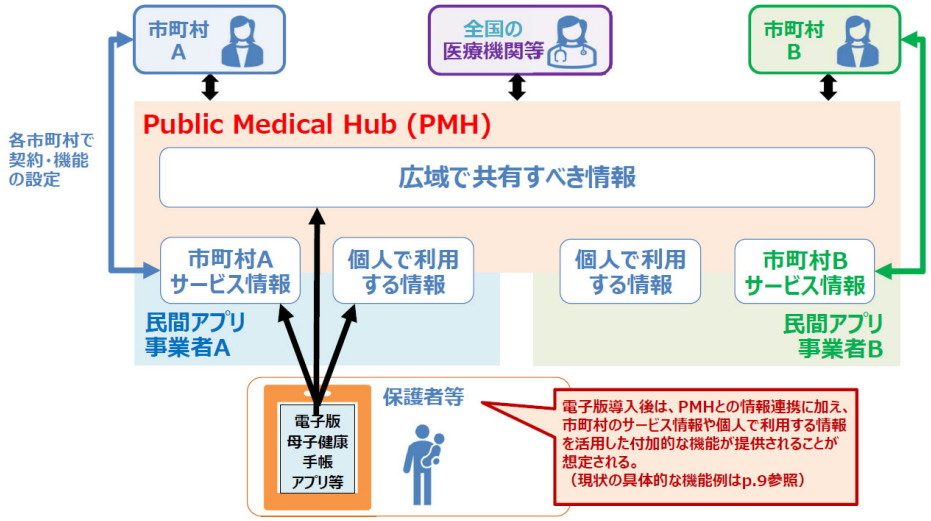

民間事業者による現状の付加的機能の例

分類	機能	利用イメージ例
市町村固有サービス等	プッシュ通知機能	• 保護者等が、健診や予防接種のリマインドをプッシュ通知で受信できる • 保護者等が、児の年齢に応じた市町村からのお知らせ等をプッシュ通知で受信できる
	予約機能	• 母子健康手帳の交付にかかる窓口の予約ができる • 保護者等が、児の健診や子育てに関する相談等の予約を行える
住民向け便利機能（個人で利用する機能）	日記機能	• 保護者等が、児の日々の成長の様子等を記録できる • 児の写真等を日記に記録できる
	カレンダー機能	• 保護者等が、妊娠・子育て等に関する予定を記録できる
	予防接種の管理機能	• 保護者等が、ワクチン種別ごとに接種の完了状況を確認できる • ワクチンごとの接種間隔を考慮した接種スケジュールを作成できる

（出典）各社アプリ情報等から事務局独自に作成

ⓒ JAHIS 2025

7. 保健衛生分野への取組

自治体検診のデジタル化（自治体検診DX）

1．自治体検診DXの方向性について

- 自治体検診は、現状、紙を中心とした運用となっており、住民の手間や事務的なコストが発生している。PMHの仕組みを活用し、自治体検診事務のデジタル化を図ることとしてはどうか。
- PMHを活用した自治体検診事務のデジタル化を図る中で、自治体検診情報について、データベースを構築してはどうか。また、他の公的DB等とも連結することを可能とし、自治体検診情報の政策研究等へ活用することとしてはどうか。

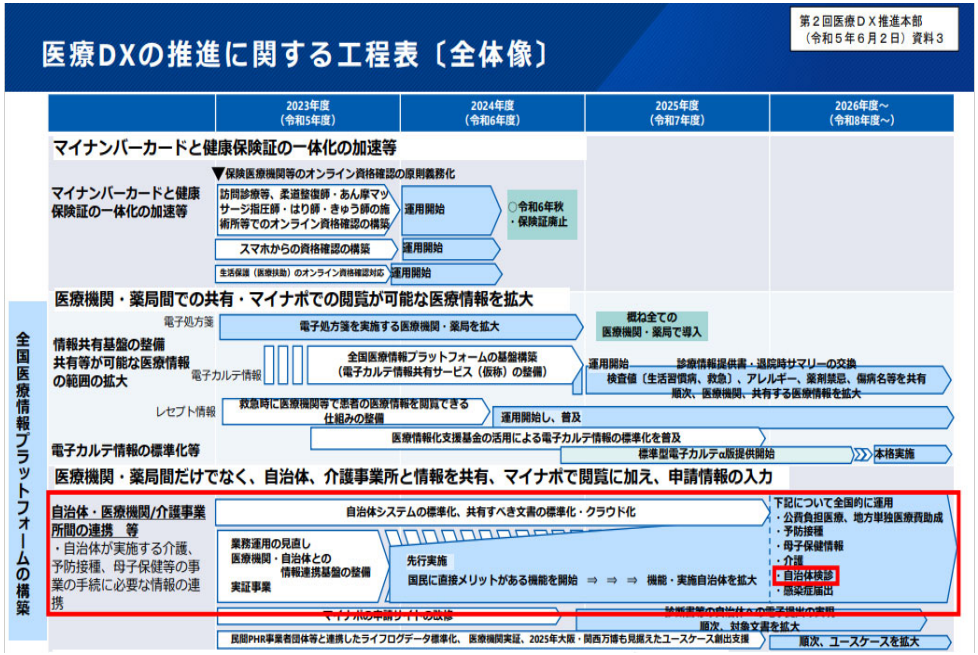

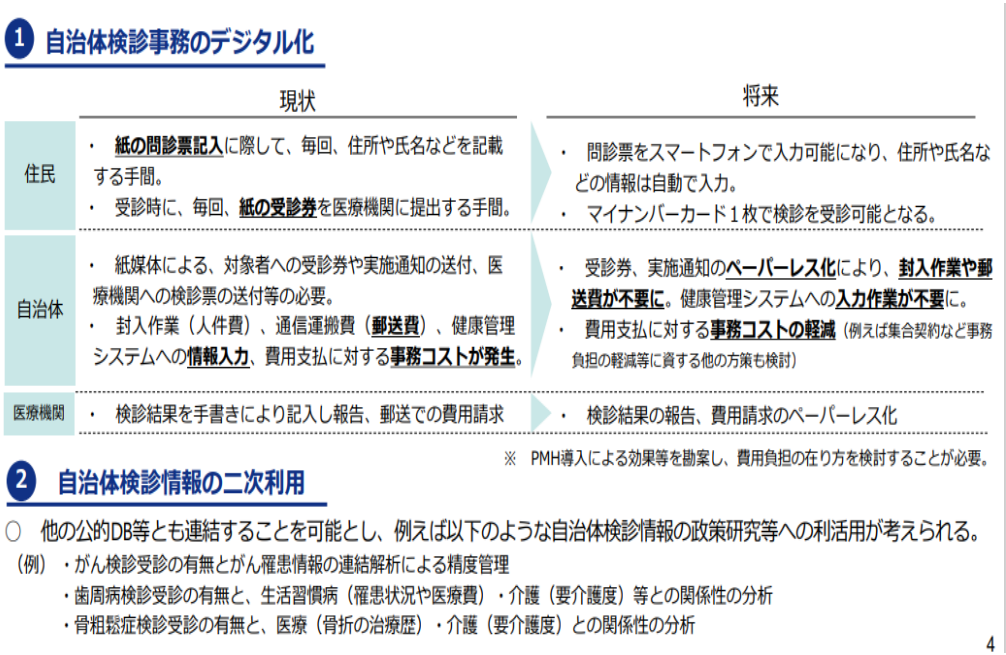

出典：2024年11月5日　第59回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料
https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001325267.pdf

ⓒ JAHIS 2025

8. 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針について

デジタル行財政改革会議について

デジタル行財政改革 取りまとめ2024（令和６年６月18日デジタル行財政改革会議決定）より

デジタル基盤

◆「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた基本方針」
- —目指す姿・役割分担（システムは共通化・政策は地方公共団体の創意工夫、強靭な行政、コスト最小化）
- —共通化すべき業務・システムの基準（国民・住民ニーズ、効果の見込み、実現可能性）
- —費用負担の基本的考え方（国と地方との協議の下、国と地方を通じたトータルコスト最小化）
- —デジタル人材確保（デジタル庁を中心とした専門人材確保、全都道府県において地域DX推進体制の構築による人材プール機能確保（2025年度中））
- —推進体制（国・地方の連絡協議会設置、各府省DX推進連絡協議会設置（今後5年を集中取組期間））

◆当面の取組の推進（ガバメントクラウドに係るクラウド利用料の低廉化（利用料の負担と支払いを円滑に行うための環境整備）、情報システムの費用対効果の最大化に向けた成果目標等の「見える化」、ベース・レジストリの整備（商業・法人情報（2025年度）・不動産情報（2027年度）に係る全ての行政機関がデータにアクセスできる環境整備等）、DMP構築（2024年度後半の本格稼働）、デジ田交付金TYPESによる先導的プロジェクトの実施、アナログ規制の見直し、事業者のデジタル化等（補助金の電子申請対応の原則化（2025年度以降）等）、デジタルライフライン全国総合整備計画の推進）

EBPM

人口減少下の政策形成インフラとしてのEBPM

◆「政策改善対話」を通じた重点DXプロジェクトの進捗モニタリング・改善

◆予算関連情報見える化・データ利活用（レビューシートシステム導入・予算事業ID附番（2024年度から））

◆「政策ダッシュボード」を活用した「見える化」の推進（教育（校務DX）に関するダッシュボード（2024年4月）、介護（生産性向上）に関するダッシュボード（2024年度上半期目途））

基金の点検・見直し

◆基金の点検・見直しの横断的方針の決定、点検・見直しの実施

（200基金事業について、全ての事業での定量的な成果目標の設定、原則10年以内の終了予定時期の設定、支出が管理費のみの事業のうち事業が終了している事業全ての廃止等。今後も、「方針」を踏まえ、不断に点検・検証を行うことが重要）

各分野への取り組み

- **教育**　校務DX、オンライン教育、デジタル教材活用推進　等
- **介護・医療**　介護の生産性向上、電子処方箋の導入促進　等
- **子育て**　プッシュ型子育て支援の実現、保育DXによる現場の負担軽減　等
- **交通**　タクシー・バスのドライバー確保、地域の自家用車・ドライバーの活用、自動運転の事業課加速　等

ⓒ JAHIS 2025

8. 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針について

令和6年6月18日　閣議決定

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（案）より

1．共通化の推進（個別開発、標準化、共通化の違い）

- これまでの地方公共団体のシステムは、地方公共団体が事業者と開発・運用・保守契約を締結し、地方公共団体が所有する「個別開発」が主流であった。個別開発により、パッケージシステムであっても地方公共団体ごとの個別ニーズに応じたカスタマイズを行うことが可能であり、理論的には業務ごとに最大で約 1,800 のシステムができることになる。一方で、地方公共団体が仕様書作成から調達・開発・運用まで全てを行わなければならず、業務負担が大きいことや、データ連携が困難でベンダーロックイン等が生じやすい等のデメリットがあげられる。
- 「標準化」は、国が主導して地方公共団体の意見を聴きながら標準仕様書を作成し、事業者が当該標準仕様書に沿ったシステムを開発・提供することにより、共通の機能の提供やデータの標準化を進める方法である。そのことにより、地方公共団体には、システムの調達に係る業務負担が小さくなるとともに、データ要件等の標準化により、他システムへの乗り換えや他システムとの連携が容易になることでベンダーロックインの防止などのメリットがある。一方で、狭義の意味では、標準化はシステムの所有や調達方法については中立的であり、地方公共団体によっては、事業者から標準化されたパッケージを個別調達し、システムを保有することも考えられる。

ⓒ JAHIS 2025

8. 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針について

令和6年6月18日　閣議決定

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（案）より

1．共通化の推進（個別開発、標準化、共通化の違い）

- 「共通化」は、標準化等の取組による機能面のカスタマイズの抑制やデータの標準化を進めることを前提に、国が主導して地方公共団体の意見を聴きながら作成する仕様書に沿ったシステムを原則ガバメントクラウドに構築し、ソフトウェアサービスとして提供することで、地方公共団体はシステムを所有するのではなく、複数の団体と同じシステムを利用する形でサービス提供を受けるもの（いわゆる共通 SaaS）である。
- VRS のように、国が１つのシステムを調達・構築し、地方公共団体の調達を不要とする方法もある（共通化パターン A）。地方公共団体はシステムを利用するだけでよいので全国展開を迅速に行うことができる一方、国の開発運用体制の確保に課題があることや、一社のシステムとなるため競争による改善が働かないというデメリットもあるため、主に緊急時対応等を想定した方法である。
- 窓口 DX SaaS のように、業務の標準化を含む実証、システム開発等を経た上で、国が標準仕様書を策定し、複数の事業者が、当該標準仕様書に沿ったシステムをガバメントクラウドに構築することにより、地方公共団体が複数のシステムの中から選択し、当該システムを提供する事業者と利用契約を結ぶ共通化の方法もある。（共通化パターン B）

ⓒ JAHIS 2025

8. 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針について

令和6年6月18日　閣議決定

2．共通化（パターンA・パターンB）

- パターンAはコロナ禍の対応でワクチンの接種履歴を管理するVRSを開発したのは緊急時対応だったためであり、国で標準仕様書を作成して複数ベンダが開発するパターンＢで当初は推進する予定だったはず。にも拘わらず、現在はなぜかパターンＡで推進する話になっている。

第9回デジタル行財政改革会議　総務大臣提出資料より

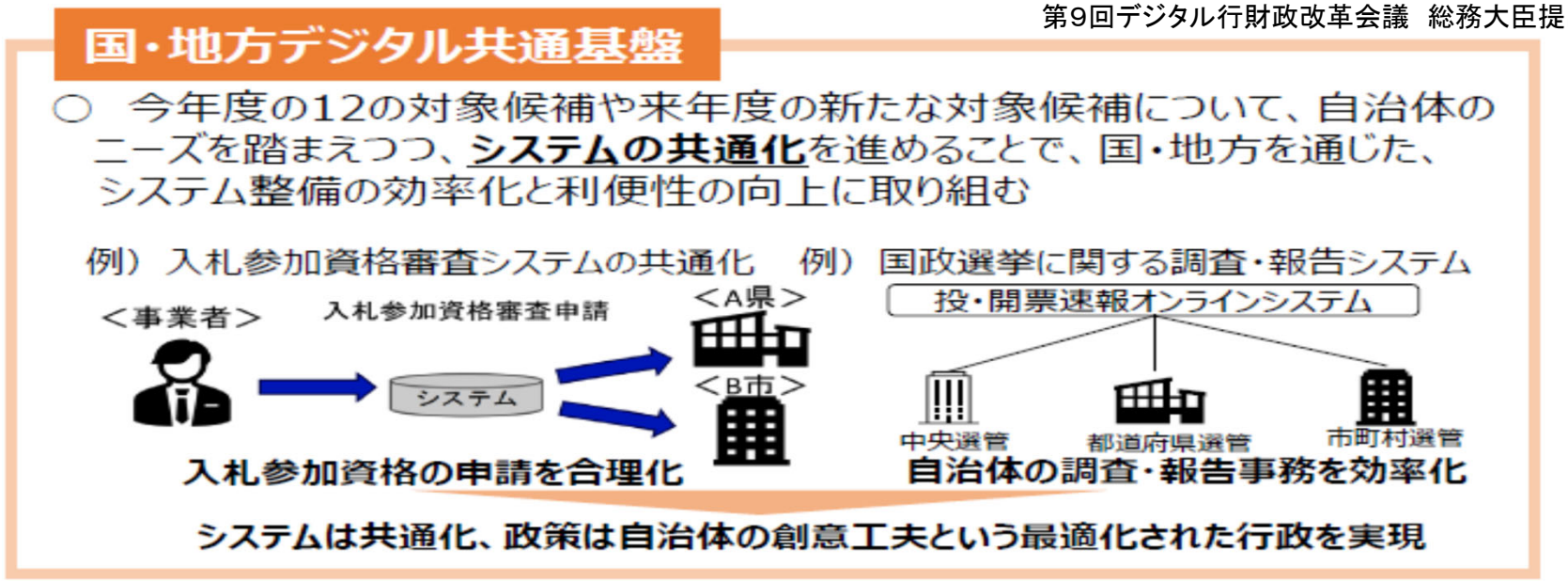

ⓒ JAHIS 2025

8. 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針について

第9回デジタル行財政改革会議　厚生労働大臣提出資料より

相談記録プラットフォームの開発状況

- **千葉県及び県内８市において**、デジタル行財政改革会議事務局の協力のもと、現場のニーズを踏まえながら、重層的支援体制整備事業において多様な関係者間の情報共有を行うための**相談記録プラットフォームのプロトタイプの開発**を進めている。
  現在、千葉県主催の検討会（ワークショップ）での議論を踏まえ、**県内８市でのプロトタイプのデモを実施しながら**搭載機能の精査等を行っており、**令和６年度中にプロトタイプが完成見込み。**
- 令和７年度以降、同プロトタイプをもとに、**モデル自治体において実装検証を開始**するとともに、蓄積データを用いたAI活用による相談支援員の人材育成や相談の質の向上についての検証等が行われ、**きめ細かな相談支援体制の構築に向けたシステムの在り方**について示唆を得られる予定。

【プロトタイプ画面イメージ】

「令和６年度共通化の対象候補」の検討状況に係る中間報告　千葉県報告資料から抜粋

共通化に向けた検討

- **令和６年度中の共通化の推進方針案の策定**に向けて、デジタル行財政改革会議事務局と協力し、当該プロトタイプを前提に、共通化の効果を具体的に見積もるとともに、**国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な分析を開始**している。
- **令和７年度以降**、データのAI活用についての検証を含めた開発状況を踏まえながら、厚生労働省において、相談記録プラットフォームが備えるべき機能等の精査による**利用（開発・運用）コストの最小化に向けた方策の検討**、既存システム等との機能の差異や導入・利用に係る費用比較等を踏まえた**導入効果の提示に向けた調査**を進める。

3

ⓒ JAHIS 2025

8. 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針について

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会について

1． 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の設置

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和６年６月 21 日閣議決定）の「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、システムの共通化を国と地方公共団体が連携して取り組むため、共通化の対象候補を選定することや、制度所管府省庁が策定する共通化を推進するための方針の案への同意を行うこと等を主な任務とする国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を開催する。

2． 共通化の選定方法について

- 全国の都道府県、市町村等に共通化すべき内容についてアンケート調査を実施。
  →厚生労働省案件では、「福祉相談プラットフォーム」「障害福祉事業所台帳システム」が共通化の対象となった

- 上記以外にも313件もの意見が出されており、7年度以降で検討することとなっている。
  令和7年年度も継続して調査を行うことは決定。

ⓒ JAHIS 2025

市町村システムはガバメントクラウドへの移行が
原則2025年末（令和8年3月末）までとなっています。
（1年の経過措置が設けられました）

また、PMHを用いた連携として
予防接種、母子保健、介護保険、公費、自治体検診の
対応（医療DX･介護DX）が市町村に求められています。

デジタル共通基盤の基盤という名目で
「共通化」の検討が進められています。
国でシステムを開発してSaaS型での利用ということで
どんどんビジネスが変化しています。

引き続き、この分野の動向に注視をお願いします !!

ⓒ JAHIS 2025

健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

ご清聴ありがとうございました

ⓒ JAHIS 2025